

国保における傷病手当金の支給について

国保の被保険者が新型コロナウイルスに感染した場合、または発熱などの症状で感染が疑われた場合、その療養のため勤務することができなかった期間について、一定の要件を満たした場合、傷病手当金を支給します。

対象 次の全てに該当する人

- ・国保に加入している被用者（給与の支払いを受けている人）
- ・新型コロナウイルスに感染した、または発熱などの症状で感染が疑われ、療養のため勤務することができなくなった期間が3日を超える人
- ・勤務することができなかった期間に給与の支払いを受けられなかった人、または減額され支払われた人

支給対象となる日数 勤務することができなくなった日から起算して3日を経過した日から勤務

することができない期間のうち、就労を予定していた日数

支給額 直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額を就労日数で割った金額の3分の2に、支給対象となる日数を乗じた額

※給与の全部、または一部を受け取ることができない場合は、支給額の減額や支給できない場合があります

適用期間 令和2年1月1日から規則で定めるまでの間で、療養のため勤務することができない期間（入院が継続する場合は最長1年6カ月まで）

申請方法 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、申請は原則郵送とさせていただきます

※申請を希望される人は、事前に国保年金課国保係までお問い合わせください

問合せ 国保年金課国保係 ☎内線 3 1 3 1

国保加入者と後期高齢者医療保険加入者の皆さんへ

限度額適用認定証をご利用ください

高額な医療費がかかると見込まれる人は、事前に限度額適用認定証の申請をしましょう。

なお、70歳以上の国保加入者と後期高齢者医療保険加入者で「現役並み所得Ⅲ」と「一般」の所得区分に該当する人は、国民健康保険証と高齢受給者証、または後期高齢者医療被保険者証を提示するだけで限度額までの支払いとなりますので、限度額適用認定証の申請は必要ありません。

※国保税に未納がある世帯の加入者には、原則交付できません

申請窓口 国保年金課、白沢・利根支所生活係
申請に必要なもの

▽該当する人の保険証

▽印鑑

▽マイナンバーが確認できるもの

▽本人確認のための証明書（運転免許証など）

認定証の更新 現在交付中の限度額適用認定証の有効期限は7月31日（金）です。国保加入者で認定証を継続利用する人は、申請が必要となります。必要なものを持参し、申請窓口にお越しください

問合せ 国保年金課 ☎内線 3 1 3 3・3 1 3 5、白沢支所生活係 ☎内線 7 8 4 8、利根支所生活係 ☎内線 7 9 4 0

● 70歳未満の国保加入者の自己負担限度額

所得区分 ※1	1カ月の自己負担限度額	食事療養費 (1食当たり)
ア	252,600円+ (医療費- 842,000円) ×1% 【140,100円※2】	460円
イ	167,400円+ (医療費- 558,000円) ×1% 【93,000円※2】	
ウ	80,100円+ (医療費- 267,000円) ×1% 【44,400円※2】	
エ	57,600円 【44,400円※2】	
オ	35,400円 【24,600円※2】	210円※3

● 70歳から74歳までの国保加入者と後期高齢者医療保険加入者の自己負担限度額

所得区分 ※1	1カ月の自己負担限度額		食事療養費 (1食当たり)
	外来	外来+入院	
現役並み 所得者Ⅲ	252,600円+ (医療費- 842,000円) ×1% 【140,100円※2】		460円
現役並み 所得者Ⅱ	167,400円+ (医療費- 558,000円) ×1% 【93,000円※2】		
現役並み 所得者Ⅰ	80,100円+ (医療費- 267,000円) ×1% 【44,400円※2】		
一般	18,000円 (年間限度額144,000円)	57,600円 【44,400円※2】	
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	210円※3
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	100円

※1 所得区分は世帯によって異なりますので、詳しくはお問い合わせください

※2 過去12カ月に4回以上の高額療養費の支給がある場合の限度額

※3 過去12カ月に入院日数が90日を超える人は、別途申請することで160円に減額されます